

深夜営業を行う施設への立入制限等

31条

- 興行場(映画、演芸など)又は風俗営業等に該当する以外のカラオケボックス、ゲームセンター、ボウリング場、ビリヤード場、ダーツ場、インターネットカフェ、マンガ喫茶の経営者等は、保護者同伴であっても、深夜にこれらの施設に青少年を立ち入らせてはなりません。



違反した者は、30万円以下の罰金に処されます。

- 上記施設の経営者は、深夜に営業を行う場合は、入口等の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければなりません。

違反した者は、10万円以下の罰金に処されます。

- ・ この条例でいうゲームセンターとは、風俗営業に該当する以外のゲームセンターやゲームコーナーをいいます。
- ・ 風俗営業に該当するゲームセンターは、「16歳未満の者の午後6時から日出までの入場」が禁止されています。

古物買受け等の制限

33条

古物商は、古物(使用済み下着等を除く。)を青少年から買い受けたり、販売の委託を受けたり、青少年と交換してはなりません。

違反した者は、30万円以下の罰金に処されます。

薬品類等の制限

34条

何人も、催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類等(いわゆる脱法ドラッグを含む。)を不健全な目的で使用するおそれがあることを知って、青少年に譲渡し、交付し、施用してはなりません。

違反した者は、50万円以下の罰金に処されます。

入れ墨等の禁止

36条

何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に入れ墨又はこれに類するものを施したり、これらを受けることを強要し、勧誘し、あっせんしてはなりません。

違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

使用済み下着等の買受け等の禁止

37条

何人も、青少年から使用済み下着等(青少年のだ液、ふん尿を含む。)を買い受けたり、売却の委託を受けたり、青少年に売却の相手方を紹介したり、売却するよう勧誘してはなりません。

違反した者は、30万円以下の罰金に処されます。

接待業務等への勧誘行為の禁止

38条

- 何人も、青少年に対し、
- ◆ 接待飲食等営業において、客の接待をする業務又は客の相手となってダンスをする業務に従事するよう勧誘すること。
 - ◆ 性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
 - ◆ いわゆるホストクラブ等の客となるよう勧誘すること。
- を行ってはなりません。



違反した者は、30万円以下の罰金に処されます。